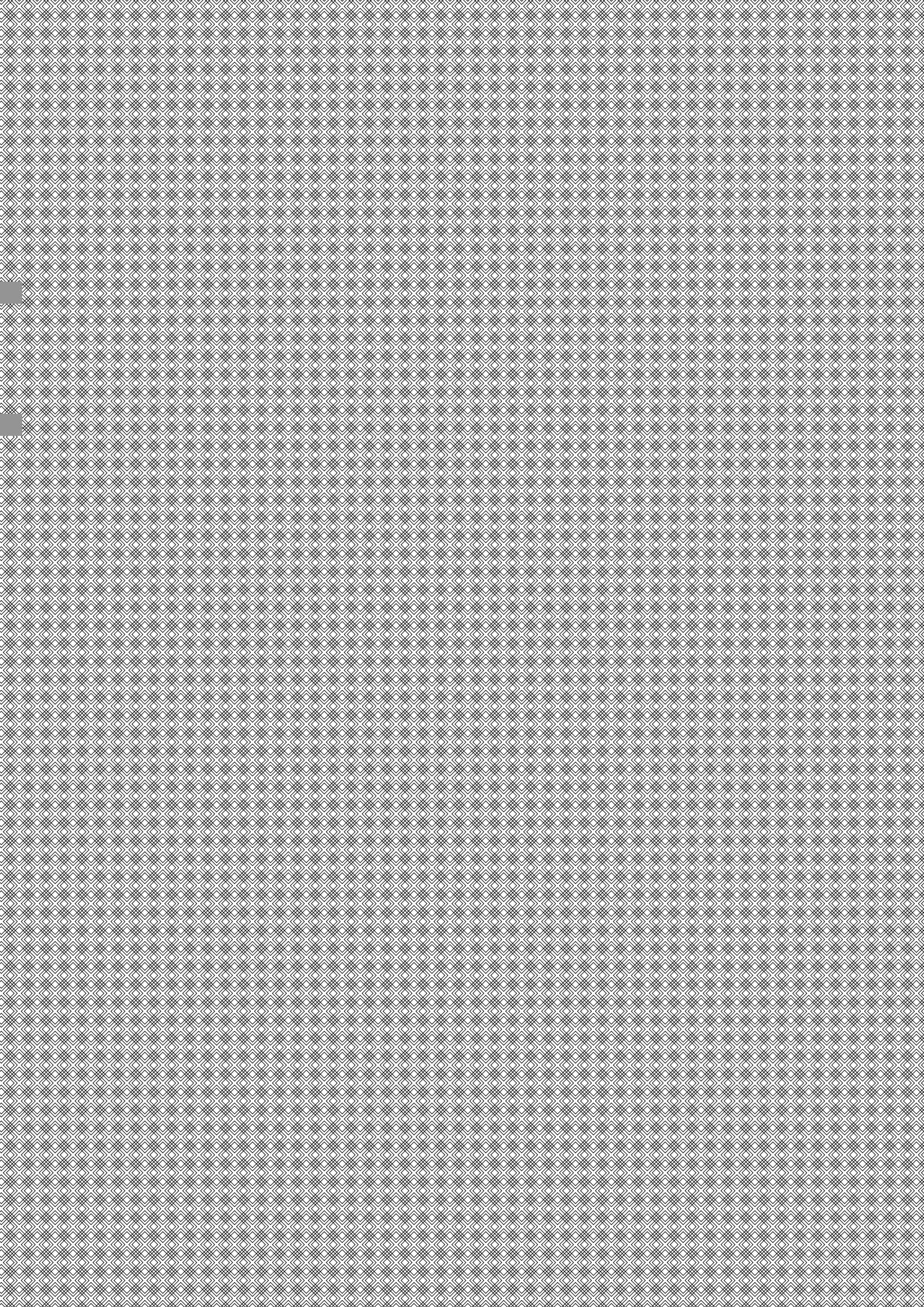


Z—73—K

固定資産税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「K1～K6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

固定資産税の納税義務者に対する情報開示制度のうち、縦覧制度、固定資産課税台帳の閲覧制度及び台帳記載事項の証明制度の3つについて、それぞれの制度の趣旨、制度を活用できる期間、活用できる者の範囲、縦覧・閲覧・証明を受けることができる項目について、比較して説明しなさい。

問 2 (25 点)

固定資産課税台帳の種類及びその概要について説明しなさい。

その上で、以下の場合について、固定資産税の納税義務者が誰となるのかについて、その理由も含めて説明しなさい。なお、A、B、C、D、E、F及びGは、いずれも個人とする。

- (1) 登記簿に登録されている土地について、AからBへ売買によって所有権が移転し、賦課期日前に登記簿上の所有権の移転登記がされている場合における当該土地の納税義務者
- (2) 登記簿に登録されている土地について、賦課期日前にCからDへ売買によって所有権の移転があったが、登記簿上の所有権の移転登記がされなかった場合における当該土地の納税義務者
- (3) Eが賦課期日前に家屋を建築したが、当該家屋の登記がされていない場合における当該家屋の納税義務者
- (4) 賦課期日前に土地の登記簿上の所有者であるFが死亡し、Fの子であるGが相続(所有)したが、登記簿上の所有権の移転登記が行われなかった場合における当該土地の納税義務者 (Fの相続人はGのみとする。)

問 1 (25 点)

A 市内に所在する次の【土地 X】、【土地 Y】及び【土地 Z】に係る令和 5 年度分の固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出しなさい。

なお、A 市は近畿圏整備法第 2 条第 1 項に規定する近畿圏内に所在する地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市である。また、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとする。

また、【土地 X】、【土地 Y】及び【土地 Z】の所有者はいずれも異なるものとし、かつ、これらの土地の所有者は A 市内に他の土地を所有しないものとする。

【土地 X】

- (1) 土地 X の地目は畑であり、地積は $3,000 \text{ m}^2$ である。
- (2) A 市はその区域の全部が近畿圏整備法に規定する近郊整備区域内にあり、土地 X は市街化調整区域内に所在していたが、令和 3 年 6 月に市街化区域の変更を行ったため、新たに市街化区域内に所在することとなった。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 X の価格の状況は次のとおりである。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
90,000 円	72,000,000 円	66,600,000 円

- (4) 土地 X が令和 3 年度において特定市街化区域農地であったものとみなした場合の令和 3 年度の課税標準額は、20,000,000 円である。

【土地 Y】

- (1) 土地 Y の地目は田であり、地積は $3,600 \text{ m}^2$ である。
- (2) 土地 Y は令和 3 年 6 月以前から市街化調整区域内に所在している。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 Y の価格の状況は次のとおりである。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
400,000 円	400,000 円	400,000 円

- (4) 土地 Y の令和 3 年度の課税標準額は、350,000 円である。

【土地 Z】

- (1) 土地 Z の地目は山林(地方税法附則第 17 条第 4 号に規定する宅地比準土地ではない。)であり、地積は $12,000 \text{ m}^2$ である。
- (2) 土地 Z は令和 3 年 6 月以前から市街化調整区域内に所在している。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 Z の価格の状況は次のとおりである。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
420,000 円	420,000 円	420,000 円

- (4) 土地 Z の令和 3 年度の課税標準額は 380,000 円である。

問2 (25点)

内国法人であるX株式会社が所有する次の船舶(日本国籍)に係る令和5年度分の固定資産税について、A市、B市及びC市それぞれに納付すべき固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出なさい。(X株式会社は【資料1】に掲げる償却資産以外の固定資産を各市内に所有していない。)

なお、税率は標準税率とし、課税標準の特例については【資料2】によることとする。また、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料1】

(1) X株式会社は、船舶甲、船舶乙及び船舶丙を所有している。なお、船舶甲、船舶乙及び船舶丙はいずれも地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶甲の状況

① 就航日数

(単位：日)

	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	0	100	150
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	0 (0)	60 (0)	80 (0)
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	0	0	0

② 取得年月日 令和3年5月23日

③ 取得価額 360,000,000円

④ 総トン数 2,100トン

⑤ 耐用年数 15年(法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142)

⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの

⑦ 入港実績は次のとおり

令和3年		令和4年	
a港(A市にのみ所在)	2回	a港(A市にのみ所在)	3回
b港(B市にのみ所在)	5回	b港(B市にのみ所在)	5回
c港(C市にのみ所在)	4回	c港(C市にのみ所在)	3回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(3) 船舶乙の状況

① 就航日数

(単位：日)

	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	20	130	120
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	10 (0)	60 (60)	100 (20)
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	0	0	0

② 取得年月日 令和2年10月27日

③ 取得価額 420,000,000円

④ 改良年月日 令和4年7月28日

⑤ 改良費 80,000,000円

⑥ 総トン数 3,200トン

⑦ 耐用年数 15年(法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142)

⑧ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの

⑨ 入港実績は次のとおり

令和3年		令和4年	
a港(A市にのみ所在)	3回	a港(A市にのみ所在)	2回
b港(B市にのみ所在)	6回	b港(B市にのみ所在)	5回
c港(C市にのみ所在)	2回	c港(C市にのみ所在)	0回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(4) 船舶丙の状況

① 就航日数

(単位：日)

	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	60	120	140
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	60	120	140

② 取得年月日 令和2年8月15日

- ③ 取得価額 32,000,000 円
- ④ 総トン数 2,500 トン
- ⑤ 耐用年数 13 年(法定耐用年数 13 年に基づく減価率：0.162)
- ⑥ A 市、B 市及び C 市にわたって使用されているもの
- ⑦ 入港実績は次のとおり

令和 3 年		令和 4 年	
a 港(A 市にのみ所在)	15 回	a 港(A 市にのみ所在)	10 回
b 港(B 市にのみ所在)	10 回	b 港(B 市にのみ所在)	15 回
c 港(C 市にのみ所在)	4 回	c 港(C 市にのみ所在)	5 回

(注) a 港以外は、特別とん譲与税法第 1 条第 1 項の開港

【資料 2】

- ・ 主として遠洋区域を航行区域とする一定の船舶(以下「外航船舶」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該外航船舶の価格の 6 分の 1 の額とする。
 - ※ 外航船舶とは、当該年度の初日の属する年の前年中の外航就航日数の全就航日数に対する割合(以下「外航就航率」という。)が 2 分の 1 を超えるものとし、総トン数が 500 トン以上の船舶とする。
- ・ 外航船舶以外の船舶に対して課する固定資産税の課税標準は、当該船舶の価格の 2 分の 1 の額とし、そのうち、離島航路整備法(昭和 27 年法律第 226 号)第 2 条第 2 項に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供する船舶に対して課する固定資産税の課税標準は、さらに 3 分の 1 を乗じて得た額とする。
- ・ 外航船舶のうち、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する一定の船舶(以下「国際船舶」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該船舶の価格の 6 分の 1 の額にさらに 3 分の 1 (国際船舶のうち海上運送法第 39 条の 23 に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された一定の特定船舶(同法第 39 条の 19 第 1 項に規定する「特定船舶」をいう。)にあっては、6 分の 1) を乗じて得た額とする。
 - ※ 国際船舶とは、当該年度の初日の属する年の前年中において外国貿易船(地方税法施行規則附則第 6 条第 27 項第 1 号イに規定する外国貿易船をいう。)として就航した日数の全就航日数に対する割合が 2 分の 1 を超える船舶とする。

- 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和 28 年 12 月 29 日総理府令第 91 号)(一部修正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、以下の表の左欄に掲げる固定資産について、同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の右欄に規定する方法によって配分するものとする。

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
船舶 一 船舶(次号に掲げる船舶を除く。)	当該年度の初日の属する年の前年中における当該船舶のてい泊港(三千総トン未満の船舶について、一のてい泊港に係る入港回数(当該船舶が地方税法第三百四十九条の三第五項の外航船舶で、当該船舶のてい泊港が特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)第一条第一項の開港以外の港(以下「不開港」という。)であるときは、当該不開港に係る入港回数については、当該船舶の当該不開港への入港回数に二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。)が五回以上であるときは当該五回以上のてい泊港とし、一のてい泊港に係る入港回数がいずれも五回未満であるときは入港回数の最も多いてい泊港とする。以下この号において同じ。)所在の市町村(当該年度の初日の属する年の前年中において当該船舶のてい泊港がないときは、当該年度に係る賦課期日における当該船舶のてい泊港所在の市町村とし、当該年度の初日の属する年の前年中における当該船舶のてい泊港が不明のときは、船籍港所在の市町村とする。)	1 当該船舶のてい泊港に係る入港回数にあん分する。ただし、当該年度の初日の属する年の前年中に入港の事実がない船舶については、当該船舶の価格の全額を当該船舶のてい泊港所在の市町村に配分し、当該年度の初日の属する年の前年中の入港の事実が不明の船舶については、船籍港所在の市町村に配分する。 2 前項の場合において、一のてい泊港又は船籍港が二以上の市町村にわたるときは、当該てい泊港又は船籍港に係る価格を当該船舶のてい泊の状況、当該関係市町村の港湾費の額等を基準として当該関係市町村に配分する。

